

諮詢番号：行政不服審査諮詢第2号

答申番号：川情審査行服答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

川口市長（以下「処分庁」という。）が平成28年6月23日付けで審査請求人○○○○（以下「請求人」という。）に対して行った年金差押処分は取り消されるべきである。

第2 事案の概要

1 請求人は、平成28年6月22日時点において、平成22年度から平成27年度までの市県民税及び固定資産税について、次のとおり滞納していた。

本税 1,430,700円

延滞金 473,100円（平成28年6月24日（第三債務者への債権差押通知書到達日）現在）

合計 1,903,800円

2 請求人は、前記滞納している市県民税及び固定資産税について、平成27年11月12日に市役所において、処分庁職員と納付相談を行い、請求人と処分庁とは平成28年4月から年金支給月ごとに100,000円を納付する旨の合意をした。

3 処分庁は、同年6月23日に請求人が○○○○に対して有する退職年金全額を差し押さえた（以下「本件処分」という。）。

4 請求人は、本件処分を不服として、平成28年7月28日この取消しを求める趣旨の審査請求を行った。

5 なお、処分庁は、平成24年10月1日に平成22年度から平成24年度までの市県民税及び固定資産税の滞納について、請求人の所有する不動産（マンション）

の差押えを行い（以下「平成24年差押処分」という。）、その後、催告を行っているが、換価は未だなされていない。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 処分庁の行った本件処分については次のとおり事務処理上問題であり、職権濫用であることから、本件処分は違法ないし不当なものとして取り消されるべきである。

ア 請求人と処分庁とは分納誓約を行っており、分納誓約とは、これら相互における契約であり、その結果、滞納者が滞納税を少しでも納めやすくするとともに、不能欠損額を減少する効果があるものである。

イ 上記分納誓約の内容は平成28年4月から年金支給月ごとに100,000円を納付するものであり、納付書6枚を受け取った時点で合意が成立したものである。

ウ 違反や否の無い分納誓約中に一方的に本件処分をすることは契約違反にあたる。

エ 差押処分は督促や納税相談に一切応じず、税を支払う意志の全く無い者に対して行うものであって、本件処分はこれに該らない。

オ 年金を差し押さえるのは、生活資金を脅かすものであり好ましいものでない。
カ 完納期間を短縮する理由で事前手続もなく本件処分は行われた。

キ なお、納付相談時に担当者から、余剰財産判明時には不動産以外にも差押処分がある旨の説明を受けた事実はない。

(2) 平成24年差押処分がある上に本件処分を行ったことは、次の理由から違法ないし不当なものとして取り消されるべきである。

ア 本件処分後は、住宅ローンの支払いが出来なくなるが、税の支払いを優先するため、賃貸住宅に居所を変更すべきとの説明では、税の滞納者は、一般住宅に住むべきでないこととなること。

イ 平成24年差押処分を換価すれば、年金に対する差押処分をする必要のないところ、本件処分が行われたのは、処分庁が換価をすることなく即現金を得るためである。

ウ 平成24年差押処分に加えて本件処分を行うということは、一つの税に対し二つの差押えをするものであり、許されない。

(3) 差押処分に係る決裁権者は課長と聞いているが、その根拠を教示していない。

2 処分庁の主張

(1) 本件処分は、処分庁が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、その事実に基づき国税徴収法47条1項1号の規定により適法かつ適正な職務執行として行ったものであり、請求人の主張する「分納約束」や分納（延滞市税の一部納付）、あるいは個人の内面的感情である「支払う意志」等の有無は差押えの執行を何ら妨げるものではなく、差押え可能な財産が確認されれば、当該差押えを行うことは徴税吏員としての義務である。

(2) 請求人は分納誓約を契約と主張しているが、分納誓約の内容は、請求人が滞納市税を分割して納付する旨を申し込み、処分庁は本来であれば一括納付とすべきところをこれに受諾したに過ぎず、分割納付の履行と引き換えに差押えを行わないことを約束したものではない。

(3) 差押えに当たっての対象財産の選択については、徴収職員の裁量の範囲にあるものの、滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障の少ない財産とするべきであり、この点処分庁においては国税徴収法76条1項各号に掲げる差押え禁止額が請求人に支給されている給与において充足できることも確認をし、生活の維持を配慮していることから、裁量権の逸脱はない。なお、分納誓約時においては、分納中であっても余剰財産が判明したときには、不動産以外の財産を差し押さえることもある旨の説明は行っている。

(4) 差押処分が行われれば実収入が減少することにより滞納者の生活に何らかの影響を与えることは当然のことであるが、あらゆる影響に配慮することが求められているのではなく、国税徴収法は76条において差押えにあたり一定の基準を設

ることで税に優先して配慮すべき最低限の生活保障は保たれている。また、現実的な債務整理を行っていくなかで、住居費用の軽減を図るために転居についての提案ないし打診を折衝時に行つたことにも不当な点はない。

- (5) 既に平成24年差押処分を処分庁が行っているところ、その換価を待たずにさらに本件処分を行つたことについては、国税徴収法は一の滞納に重複して差押えを行うことに特段の制限を設けておらず、滞納が完納されない以上、差押え等の債権回収をするのが処分庁としての当然の義務であり、本件処分には何らの違法ないし不当な点はない。
- (6) 平成24年差押処分における差押対象不動産の平成28年度固定資産評価額は8,178,404円であるところ、その一方平成24年差押処分に優先する抵当権設定に係る被担保債権額は平成28年1月7日現在の調査では、8,627,957円であることから、当該処分には一定の換価価値（公売による配当見込）があったとしても、滞納全額を充足するものではないことは明らかため、超過差押えの禁止を定めた国税徴収法48条の規定にも抵触しない。なお、請求人は差押え対象不動産の価格選定について固定資産評価額を用いることに反論しているが、実際に公売を行うための見積価額を算定するには当該財産の特性等に応じた評価方法を適切に用いて評価すべきところ、本件にあってはその前段階であり、一般的に市場価格は固定資産評価額を上回ることが多い実情と公売見積価額設定時に用いられる「公売特殊性減価」等を総合的に勘案すれば、詳細な評価ないし見積価額の決定が必要な段階とはいえないため、固定資産評価額を用いたことには合理性がある。
- (7) 差押えの決定に関する決裁権者については、川口市事務決裁規程（昭和51年府達第2号）別表第3個別専決事項の理財部の表納税課の項中の規定によれば、課長であることから、適正な運用によるものである。

第4 審理員意見書の内容

1 意見

本件処分については違法ないし不当な点は認められないことから、本審査請求については、行政不服審査法45条2項の規定により棄却されるべきものである。

2 差押処分を行う判断について

(1) 国税徴収法47条1項1号によれば、徴収職員は、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないこととされている。

(2) 差し押さえる財産の選択は、徴収職員の裁量により行われるものであるが、「国税徴収法基本通達47条関係差押えの要件17財産の選択」による留意事項があり、また、国税徴収法75条から78条までの規定により、その一部分については差押えの禁止がなされている。

(3) 請求人の収入については、給与1,789,640円、厚生年金845,930円及び退職共済年金1,893,500円が確認され、これを1月当たりの収入に換算すれば少なくとも376,000円が認められる、また、国税徴収法に規定される差押え禁止額については、次のとおりの金額が認められる。

| | | |
|---------|----------------------------|-----------|
| ア 社会保険料 | 261,164円 | 22,000円／月 |
| イ 源泉徴収 | 65,056円 | 6,000円／月 |
| ウ 市県民税 | 48,000円 | 4,000円／月 |
| エ 最低生活費 | 100,000円 | |
| オ 体面維持費 | (376,000円 - (アからウまでの月額+エ)) | |
| | × 20% = 49,000円 | |
| 合計 | | 181,000円 |

のことから、1月における請求人の収入に対する差押え可能額は、376,000円から181,000円を控除した195,000円となる。（2月に

換算すれば390,000円)。

- (4) 分納誓約は、あくまでも請求人本人からの申出によるものであり、また、余剰財産として判断される財産が判明した際には差押処分が行われる場合もある旨の説明もなされていたと認められ、また、差押処分をしようとする時における差押え財産の選択についても、事務処理上の問題や職権濫用といった違法ないし不当な点はない。
- (5) さらに、国税徴収法47条1項1号にあるとおり、処分庁は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないものである。また、本件処分は「完納期間を短縮する理由」により行われたのではなく、国税徴収法47条1項1号の規定に基づき行われたことも明白である。
- (6) なお、年金を差押処分の対象として選択した処分庁の判断については、年金とは、元来、その受給者の生活を支えるためのものとしての性格を有するところ、請求人にあっては、その他の収入が認められ、本件処分において差押え禁止額を控除していることからすれば、年金を選択したことをもって請求人の生活を脅かすものとは言えない。

3 分納誓約中に差押処分を行ったことについて

- (1) 分納誓約とは、一時に滞納額を納付することが困難であるとの滞納者からの申出に基づき、関係法令の根拠なく任意に、滞納者自らが意思決定した納付方法に過ぎないものである。一方、租税とは、納税者との個別具体的な相談により課税及び徴収がなされるものではなく、関係法令の規定に基づいて課税及び徴収される、いわゆる租税法律主義が貫かれているものであり、本件処分もこれに基づいて行われていると判断することができる。
- (2) したがって本件処分は、違反や否の無い分納誓約中に一方的に行われたものであつたとしても違法なものと解することはできない。
- (3) また、差押処分とは、上述のとおり督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、差し押さえなければならないこととされてい

るもの、その具体的な期日については、処分庁に一定の裁量が与えられているものである。

この点につき、処分庁においては、分納誓約中であっても1年以内の完納の見込みがない場合には、財産調査及び差押処分をすることがあるとしている。これは分納誓約による分納の期間を、徴収猶予をした場合におけるいわゆる法定分納を認めた場合の分納期間を法が原則1年としていることにあわせ1年としているものであり、特段の裁量権の濫用は認められない。

- (4) 本件の分納誓約は、完納までに3年強以上を要する内容の分納誓約であることから、1年以内の完納の見込みがない場合にあたり、このことから、分納誓約中であったとしても財産調査や差押処分をすることに特段の裁量権の濫用や逸脱があったとはいはず、また、本件処分をした時期においても違法性があったと解することはできない。
- (5) また、処分庁からは、分納期間中にあっては差押処分は行わないとする旨の説明があった事実は認められず、むしろ余剰財産として判断される財産が発見された場合にあっては、分納誓約中であったとしても、差押処分を行うことは処分庁としての義務であることからすれば、本件処分に特段の不当な点を認めることもできない。

4 一つの税に対し二つの差押を行ったとする点について

- (1) 処分庁は請求人に対し平成24年10月1日に平成22年度から平成24年度までの市県民税及び固定資産税の滞納に関し、請求人の有する不動産建物（マンション）の差押えを行っている。
- (2) 請求人の有する不動産建物（マンション）の固定資産評価額を見てみると、土地については、金8,178,404円を確認することができる一方、当該不動産については、○○○○が請求人に対し差押え前である平成19年12月7日に保証委託契約による求償債権として設定した抵当権が存在する。法定納期限等以前に設定された抵当権の優先として、平成24年差押処分について公売等による換価を行ったとしても、滞納された税の全額を徴収することは実質

的に不可能な状態にあった。なお、請求人は、請求人の有する不動産建物（マンション）の評価については、本件においては未だ公売をしようとする段階ではないこと、また請求人の主張する積算をすることで請求人の有する滞納額を充足させる程度の価格差が生ずると考えられる具体的な事実は見あたらないことからすれば、その算定は妥当である。

- (3) 以上のことからすれば、平成24年差押処分と本件処分の双方に滞納処分の対象となる滞納税があったとしても、国税徴収法48条1項に規定する超過差押えの禁止に抵触するものと認めることはできず、よって、一つの税に対し二つの差押えを行った点に關し違法ないし不当な点はない。

5 処分後の生活における住居等について

- (1) 本件処分においては、差押え財産の選択及び国税徴収法に規定される差押え禁止事項に配慮しているのであるから、本件処分が行われた結果として居所を含めた請求人に何らかの生活上の影響が発生したとしても、不当なものではなく、処分庁職員が請求人との折衝時において居所についての説明に転居等の話があったとしても、それをもって不当な言動ということはできない。

- (2) 次に請求人の主張(2)についても、差押え財産の選択権は徴収職員の裁量の範囲にあり、また、平成24年差押処分を進めたとしても滞納は解消されないのであるから、平成24年差押処分を進めずに本件処分を選択したことに特段の裁量権の逸脱は認められない。

6 差押処分に係る決裁権者について

差押えの決定に関する決裁権者は、川口市事務決裁規程別表第3個別専決事項の理財部の表納税課の項中の規定により、課長であることから、本件処分は適正な運用である。

7 その余の請求人の主張について

請求人の主張する給与支払調書（処分庁が受領した給与等回答書を指すものと解される。）の回答日時についても、違法ないし不当な点は認められない。また、当該書類の提出を請求人が勤務する会社宛に求めた行為については、国税

徴収法141条の「徴収職員の質問検査権」に基づき行ったものであって、違法ないし不当なものではない。

8 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

| 年 月 日 | 経過 |
|-------------|------------|
| 平成28年11月1日 | 諮詢書の受理 |
| 平成28年11月15日 | 処分庁から聴取、審議 |
| 平成28年12月27日 | 審議 |
| 平成29年2月10日 | 審議 |
| 平成29年3月7日 | 審議 |

第6 審査会の判断の理由

1 本件審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと判断する。

2 本件処分の違法性について

(1) 国税徴収法47条1項1号によれば、徴収職員は、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないと定めている。

(2) 「国税徴収法基本通達47条関係差押えの要件17財産の選択」は、次に掲げる事項に十分留意して行うものとされている。この場合において、差し押さえるべき財産について滞納者の申出があるときは、諸般の事情を十分考慮の上、滞納処分の執行に支障がない限り、その申出に係る財産を差し押さえるものとしている。

ア 第三者の権利を害することが少ないとされる財産であること。

- イ 滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であること。
- ウ 換価が容易な財産であること。
- エ 保管又は引揚げに便利な財産であること。

- (3) また、差押えにあっては、国税徴収法75条から78条までの規定により、その一部分については禁止がなされている。
- (4) まず、処分庁は、請求人に対し本件処分の債務である平成22年度から平成27年度までの市県民税及び固定資産税に対する督促を、平成22年9月20日から平成28年3月22日にかけて行っていることが認められる。
- (5) 請求人の収入については、給与1,789,640円、厚生年金845,930円及び退職共済年金1,893,500円が確認され、これを1月当たりの収入に換算すれば少なくとも376,000円が認められる。
- (6) 国税徴収法に規定される差押え禁止額については、次のとおりの金額が認められる。

| | | | |
|---|-------|---|-----------|
| ア | 社会保険料 | 261,164円 | 22,000円／月 |
| イ | 源泉徴収 | 65,056円 | 6,000円／月 |
| ウ | 市県民税 | 48,000円 | 4,000円／月 |
| エ | 最低生活費 | 100,000円 | |
| オ | 体面維持費 | (376,000円 - (アからウまでの月額+エ)) × 20% = 49,000円 | |
| | 合計 | 181,000円 | |

- (7) このことから、1月における請求人の収入に対する差押え可能額は、376,000円から181,000円を控除した195,000円となる（2月に換算すれば390,000円）となる。
- (8) ところで、平成27年11月12日に処分庁が請求人との間において行った納付相談による分納誓約は、あくまでも請求人本人からの申出によるものであるが、処分庁においても請求人に分納用納付書を交付していること等から、これを了解したことが認められ、その旨の分納の合意がなされたと認められる。

その際、請求人において処分庁からの余剰財産として判断される財産が判明した際には差押処分が行われる場合もある旨の説明があったかどうかについては、争いがあるものの、当時、請求人に交付された「分割で納付される方へ」と題する書面にその旨が記載されていることから、請求人において分納中であっても差押手続があることは了知していたものと認められる。

- (9) また、国税徴収法47条1項1号によれば、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならぬと定められ、その手続は、納税者の意思によらず強制的に行われるものであって、請求人の主張するような「督促状等の通知、税相談等に一切応じず、税を支払う意思が全く無い者に対し行われるもの」に限られることはない。また、本件処分は「完納期間を短縮する理由」により行われたとも認められない。
- (10) 以上のことからすれば、請求人に対し支払われる退職共済年金の全額（2月ごとに支給される額 309, 135円）を処分庁が差し押さえたことに違法性は認められない。

3 本件処分の不当性について

- (1) 請求人と処分庁が、平成27年11月12日に行った分納の合意に基づく返済をもってしては、1年以内に請求人の滞納金の完済ができないものである。
そして、本件処分がなされたのは、平成28年6月23日であるが、資料によれば、それに先立つて、本件差押債権である年金債権を含め請求人の財産の調査が行われたことが認められる。
- (2) ところで、処分庁の資料によれば、処分庁はこの年金債権については、すでに平成25年11月14日において、この支払者である○○○○に対し調査を行い、さらに平成27年1月23日にも同様の調査を行っていることが認められる。これによれば、請求人と処分庁との間で分納誓約の合意がなされた平成27年11月12日の時点では、処分庁は○○○○から請求人に対し、本件差押えの対象とされた年金が支払われることを認識していた上で前記分納誓約に合意をしたと認められる。

(3) 確かに、「分納で納付される方へ」と題する書面においては、財産調査の結果、生活に欠かせない財産を超えた財産を保有していると判断した場合には差押えができる旨記載されている。ただ、これは例示されている生命保険とか定期預金等からして、分納誓約の時点では明らかでなかったり、また、その時点では見出せなかつた財産が発見された場合に適用されると考えるべきである。

これに対し、本件処分は、処分庁がすでに本件差押えの対象となつた年金債権の存在を知つていながら、本件分納の合意をし、それも履行期を年金支給月と合意した上で複数の納付書を交付し、さらに、請求人が第1回目の分割納付を履行し、処分庁においてこれを受領し、履行遅滞もない状況でありながら、処分庁がその分納金の支払資金として認識していた退職共済年金債権の差押処分を行つたものであつて、その処分は、信義則に反するものと言わざるを得ない。

よつて、処分庁が行つた、本件処分は違法でないとしても不当なものであつて、請求人のその余の主張について判断するまでもなく、行政不服審査法46条1項に基づき取り消されるべきものである。

平成29年3月27日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊